

協会けんぽ



令和5年5月
第168号
全国健康保険協会
栃木支部

健診後のフォローがあなたの健康を守ります！



受診が必要と判断された方は 速やかに医療機関を受診してください

協会けんぽでは、生活習慣病予防健診の費用補助(年度内1度限り)を行っており、多くの被保険者様にご利用いただいております。病気の早期発見・早期治療のためには、**健診結果を踏まえた次の行動が重要です。**

健診の結果、**血圧値・血糖値・LDLコレステロール値**が高く、医療機関への受診が必要と判定され、医療機関を受診されたことが確認できない被保険者様のご自宅宛てに、協会けんぽから「**医療機関へ受診していただくための通知**」をお送りしています。

さらに、委託事業者「(株)エム・エイチ・アイ」からも、被保険者様のご自宅宛に、「**受診勧奨のお手紙**」をお送りすると共に、事業所様を通して「**受診確認や受診勧奨のお電話**」をしています。

医療機関への受診が必要と判定された場合には、放置せず早めに医療機関を受診していただきますようお願いいたします。

対象となる方

生活習慣病予防健診を受診された方で、以下の受診勧奨値に該当し、健診受診前1か月から受診後3か月以内に医療機関の受診が確認できない方

受診勧奨値		
血圧	収縮期血圧	160mmHg 以上
	拡張期血圧	100mmHg 以上
血糖	空腹時血糖	126mg/dL 以上
	HbA1c	6.5%以上 (NGSP値)
脂質	LDLコレステロール	180mg/dL以上

表の数値以上そのまま放置すると、**動脈硬化が進行し、心疾患や脳血管疾患などの危険性が高まり、健康的な生活を送ることができなくなる恐れがあります。**

事業主様・ご担当者様へのお願い

「忙しい」や「自覚症状がないから大丈夫」などのお声をいただくこともあります。健診の異常値を放置すると、いずれ重病を引き起こし、結果として多くの面でご本人様の負担となり、**事業所様にとっても経営面で大きな損失**となってしまいます。

健診結果から医療機関への受診が必要と判定された場合には、**必ず受診すること**を、事業主様から従業員様にお声がけいただくと共に、従業員様が受診できるように配慮していただくようお願いいたします。

受診を迷っている方、その他ご不明点があれば協会けんぽの保健師等にご相談ください。



お問い合わせ先：保健グループ 028-616-1695

